

市内企業等の事業主の皆様へ

朝来市企業就業者確保支援補助金に係る 変更交付申請について

朝来市から補助金交付可否決定書を受領後新たに対象従業員となる方を採用された場合又は、支給する手当等を増額する場合



できるだけ速やかに、補助金等変更交付申請書類の提出が必要

1. 申請書類提出先

下記の産業振興部経済振興課まで提出してください（郵送可）。

なお、持参される場合の受付時間は、年末年始・祝日を除いた月曜日から金曜日までの

8 時 45 分～16 時 45 分です。

2. 必要書類

- (1) 「朝来市企業就業者確保支援補助金に係る補助金等変更交付申請 必要書類一覧」（以下、「変更交付申請必要書類一覧」という。）を確認のうえ、必要な書類をご準備ください。
 - ※ 書類に不備・不足等がある場合は、原則として申請を受け付けることができません。
 - ※ 書類提出時には、「変更交付申請必要書類一覧」も併せてご提出をお願いします。
- (2) 「変更交付申請必要書類一覧」記載の 1 の書類を書き損じた場合は、誤りの部分に事業主印を押印して訂正を行ってください。
 - ※ 修正液を使用しないでください。使用した場合は申請を受け付けることができません。
 - ※ 差支えなければ余白部分に捨印を押印願います。
- (3) 「変更交付申請必要書類一覧」記載の 2、6、7 の書類（雇用契約書、職員名簿、組織図、就業規則、規程等の写し）については、原本証明を行ってください。

（原本証明例）

この写しは原本と相違ありません。

株式会社 ○○○○

代表取締役 ※※※※ 印

【問い合わせ・申請先】

朝来市 産業振興部 経済振興課

朝来市和田山町東谷 213-1

TEL079-672-2816

FAX079-672-3220

朝来市企業就業者確保支援補助金 変更交付申請 必要書類一覧

事業所名 _____

	チェック	必要書類	確認事項等
1	☐	朝来市企業就業者確保支援 制度補助金等変更交付申請 書 (規則第 55 号様式第 6 号) 別紙「事業計画書」 (要綱様式第 2 号)	・「補助金変更交付申請書」に変更理由、 「事業計画書」に変更内容を記載。
2	☐ ※	【新たに雇い入れた対象従業員分】 「雇用契約書（雇用通知書）」の写し	・追加対象従業員が正社員であることを確 認。
3	☐	【新たに雇い入れた対象従業員分】 「雇用保険被保険者資格取得等確認 通知書」の写し	・追加対象従業員が就職後 17年以内であ ることの確認
4	☐	【新たに雇い入れた対象従業員分】 官公署が発行した対象従業員の生年 月日が確認できる書類 (「住民票」の写し、「運転免許証」 等 の写しなど)	・追加対象従業員の年齢要件 (40 歳 未満) の確認。
5	☐	【新たに雇い入れた対象従業員分】 奨学金の年間返済額、奨学生番号が 確認できる書類 (「奨学金返還の口座振替加入通知」 等 の写し)	・対象従業員が日本学生支援機構の奨学 金を受給し、現在返済中であること、ま た補助額を決定するための確認。 ・転職者の場合、支援期間の確認。
6	☐ ※	【新たに雇い入れた対象従業員が所 属する】 「従業員名簿」、「組織図」などの写 し	・変更申請時点で、追加対象従業員が市 内の事業所に勤務していることの確認。
7	☐ ※	【支給する手当等を増額する場合】 事業所における奨学金返済支援手当 等の支給根拠となる「就業規則」、 「賃金規程」などの写し	・手当等増額について、規程等に基づき 運用されているか確認

※ 原本証明が必要